

住居確保給付金（家賃）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援します。

住居確保給付金

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
 - ② 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者※
- ※令和2年4月20日から支給対象者を拡大

支給期間 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで※））

※令和2年度中に新規申請して支給を開始した方に限り最長12か月まで延長可能

※令和3年3月末までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、3か月間の再支給を可能とする（2月申請から）

支給額 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
（東京都特別区の上限額の例）単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

支給要件

- 収入要件：世帯収入合計額が、①と②の合計額を越えないこと
 - ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ② 家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）
（東京都特別区の目安）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、上記①の6か月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）
（東京都特別区の目安）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
※再々延長（10～12か月目）を申請する方は、通常の収入要件・資産要件に加え、上記①の3か月分を越えないこと（但し50万円を超えない額）
- 求職活動等要件：ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
※支給対象者②については、再延長期間（～9か月目）までは求職の申し込みは求めない等

● 一般的なお問合せは相談コールセンター
0120-23-5572 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）

● 生活支援特設ホームページ（住居確保給付金）は[こちら](#)

● お申込みはお住まいの市町村の自立相談支援機関まで
全国連絡先一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

